

平成30年度 伊豆スカイライン
天城高原料金所公衆トイレ建築工事
建築改修工事特記仕様書

平成30年 月 静岡県道路公社

第1 工事概要

- 1 工事名称 平成30年度 伊豆スカイライン天城高原料金所公衆トイレ建築工事
- 2 工事場所 伊豆 (市)・郡 区・町 冷川 (地内)・先
- 3 敷地面積 m²
- 4 都市計画 ・ 都市計画区域内 ・ 準都市計画区域内 ○ 都市計画区域外
- 5 用途地域 ・ 線引 (・ 市街化区域 ・ 市街化調整区域) ○ 非線引
- 6 防火地域 ・ 防火地域 ・ 準防火地域 ○ ・ 指定なし
- 7 その他の地域・地区
 - ・ 騒音規制法に基づく指定区域 (・ 1種 ・ 2種 ・ 3種 ・ 4種)
 - ・ 風力係数算定のための地表面粗度区分 (○ II ・ III)
 - ・ 風圧力算定のための基準速度 V₀= 34 m/s
 - ・ 積雪荷重 H12建設省告示1455号における区域 別表 (※ 24 ・ 0.35m)

8 建物概要

建物名称	構造・階数	工事種別	建築面積m ²	延べ面積m ²	備考
公衆トイレ	RC造・平屋		17.2	17.2	

9 工事内容

公衆トイレ新築工事・歩道改修工事・外構工事・既存管理事務所改修工事

第2 仕様

- 1 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成28年版)による。(以下「標準仕様書」という。)
 なお、標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成28年版)による。(以下「改修標準仕様書」という。)
- 2 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの特記を適用する。
- 3 設計図の内容に明記がない場合、又は相違ある場合は、原則として監督員の指示によるほか、次の優先順位により判定する。
 - (1) 質問回答書(2)から(5)までに対するもの (2)現場説明書 (3)特記仕様書
 - (4) 図面 (5) 標準仕様書・改修標準仕様書
- 4 特記仕様
 - (1) 項目は、番号の前に○印のついたものを適用する。
 - (2) 特記事項は、○印のついたものを適用する。
 ○印のつかない場合は※印のついたものを適用する。
 ○印と※印の付いた場合は、共に適用とし、適用範囲は図示とする。
 - (3) 特記事項に記載の(. . .)及び[. . .]内の表示番号は、それぞれ「標準仕様書」及び「改修標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。
 - (4) 「大規模地震対策特別措置法」による注意情報が発せられた場合、工事受注者は人身の保護及び安全な避難に必要な補強、落下防止等の保全措置を講ずるものとし、警戒宣言発令時には工事を中止する。また、この事実が発生した場合は、静岡県建設工事請負契約約款第26条(臨機の措置)によって処理されたものとする。
 - (5) [G] 印は「静岡県環境物品等の推進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)の公共工事に関わる特定調達品目を示す。
 - (6) 標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令(条例を含む)の改正等により抵触する場合には、関係法令等の遵守(1.1.13)の規定を優先する。

第3 電子納品等

- 1 納品の仕様等は電子納品運用ガイドラインによる。
- 2 貸与する設計図CADデータの有無 ※有り ・無し
- 3 貸与するCADデータの使用範囲
当該工事のために必要な施工図及び完成図の作成の範囲で使用できる。

1章 一般共通事項

○1 適用基準等

- ・ 建築工事標準詳細図 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修(平成28年版)
- ・ 工事写真の撮り方 建築編 国土交通大臣官房官庁営繕部監修(平成24年版)
- ・ 建築物解体工事共通仕様書・同解説 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(平成24年版)
- ・ 土木工事共通仕様書

○2 工事实績情報の登録

(請負代金500万円以上の場合)※工事カルテ特記仕様書による (1.1.4)

○3 工事の一時中止

(1.1.9)

静岡県建設工事請負契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画書(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。

また、工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

4 総合施工計画書

(1.2.2)

総合施工計画書(総合仮設計画を含む)提出すること

5 各工事毎の施工計画

- | | | | | | |
|--------------|------------|-------------|--------|------------|--------|
| ○ 仮設工事 | ○ 土工事 | ・ 地業工事 | ○ 鉄筋工事 | ○ コンクリート工事 | ・ 鉄骨工事 |
| ・ コンクリートブロック | ・ ALCパネル | ・ 押出成形セメント板 | | ・ 防水工事 | ・ 石工事 |
| ・ タイル工事 | ・ 木工事 | ・ 屋根及びとい工事 | | ・ 金属工事 | ・ 左官工事 |
| ・ 建具工事 | ・ カーテンウォール | ・ 塗装工事 | ・ 内装工事 | ・ エント及びその他 | ・ 排水工事 |
| ・ 舗装工事 | ・ 植栽工事 | ・ | | | |

6 発生材の処理等

(1.3.11)

- ・ 引渡しを要するもの (・ 金属類 ・ PCB含有物 ・)
- ・ 特別管理産業廃棄物 (・ 廃石綿 ・ 鉛含有物 ・)
- ・ 現場において再利用を図るもの (・)

7 建設リサイクルデータ統合システム

受注者は施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行なうものとする。監督員への報告(提出)はシステムにより作成した{再生資源利用計画書(実施書)}及び{再生資源利用促進計画書(実施書)}により行うものとする。尚、これにより難しい場合には、監督員と協議しなければならない。

8 特定建設資材の再資源化等

本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第9条による分別解体等実施義務の対象建設工事となることが想定されるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設資材等の実施について適切な措置を講ずる。

ただし、工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、工事契約時に予定していた条件により難しい場合は、監督員と協議する。

また、分別解体・再資源化等の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督員に報告する。

・ 分別解体の方法

工事の種類	工程	作業内容	分別解体等の方法
新営、増築、改修工事	(1) 造成等	左記の工事	
	(2) 基礎・基礎ぐい		
	(3) 上部構造部分・外装		
	(4) 屋根		
	(5) 建築設備・内装等		
	(6) その他()		

工事の種類	工程	作業内容	分別解体等の方法
解体工事	(1) 建築設備、内装材等	左記の取り外し	手作業
	(2) 屋根ふき材		手作業
	(3) 外装材、上部構造部分	左記の取り壊し	手作業・機械作業の併用
	(4) 基礎、基礎ぐい		手作業・機械作業の併用
	(5) その他()		手作業・機械作業の併用

・ 特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
・ コンクリート		
・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材		
・ アスファルト、コンクリート		
・ 建設発生木材		

届出に係る事項の説明時に上記と異なる施設(同種の再資源化等を行う施設に限る)を受注者が提示した場合は、当該施設に搬出することができる。ただし、当該施設への変更については設計変更の対象としない。

9 環境への配慮

(1. 4. 1)

(1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に所要の品質及び性能を有すると共に、次のアからエを満たすものとする。

ア 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ウレタン樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びホルムアルデヒドを発生しない又は発生が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。

イ 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。

ウ 接着剤は、可塑性(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性を除く)が添加されていない材料を使用する。

エ アの材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ない材料を使用したものとする。

(2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次のア又はイに該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次のウ又はエに該当する材料を指す。

ア 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発生建築材料以外の材料

イ 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

ウ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発生建築材料

エ 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

10 材料の品質等

(1. 4. 2)

(1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。

(2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督員の承諾を受ける。

(3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。

11 材料の検査等

現場に搬入したすべての材料について、自主検査記録(任意様式)を提出すること。ただし、別表に掲げる材料については監督員の検査を受ける。

なお、監督員の検査の結果、合格した材料と同じ種別の材料は以後原則として抽出検査とする。

また、製造工場等における材料検査を行う工事材料は監督員の指示による。

12 地場産品

静岡県中小企業の受注者機会の増大による地域経済の活性化に関する条例に基づき地場産品の使用促進を図ることで地域経済の活性化に寄与することを目的とする。受注者は工事に使用する建設資材等について契約図書に規定する品質が規格値を満足した地場産品の優先使用に努めること。

「地場産品」とは「県産木材」及び「県産品」をいう。

「県産木材」とは「静岡県産材証明制度要綱」第2条に掲げるものをいう。

「県産品」とは建設資材又は製品等で、県内で最終工程が施されたものをいう。

13 技能士

一級技能士又は単一等級の資格者を有する者の配置を適用する作業種別

(1.5.2)

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	・とび作業
鉄筋工事	鉄筋施工	・鉄筋組立作業
コンクリート工事	型枠施工	・型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業
鉄骨工事	とび	・とび作業
	鉄工	・構造物鉄工作業
コンクリートブロック、ALCパネル	ブロック建築	・コンクリートブロック工事作業
押出成形セメント板工事	エーエルシーパネル施工	・エーエルシーパネル工事作業
防水工事	防水施工	・アスファルト防水工事作業
		・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
		・塩化ビニル系シート防水工事作業
		・セメント系防水工事作業
		・アクリルゴム系塗膜防水工事作業
		・合成ゴム系シート防水工事作業
		・シーリング防水工事作業
		・改質アスファルトシート工法防水工事作業
		・FRP防水工事作業
石工事	石材施工	・石張り作業
タイル工事	タイル張り	・タイル張り作業
木工事	建築大工	・大工工事作業
屋根及びとい工事	建築板金	・内外装板金作業
	スレート施工	・スレート工事作業
	かわらぶき	・かわらぶき作業
金属工事	内装仕上施工	・鋼製下地工事作業
	建築板金	・内外装板金作業
左官工事	左官	・左官作業
建具工事	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ガラス工事作業
	自動ドア施工	・自動ドア施工作業
	建具製作	・木製建具手加工作業 ・木製建具機械加工作業
カーテンウォール工事	カーテンウォール施工	・金属製カーテンウォール工事作業
	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ガラス工事作業
塗装工事	塗装	・建築塗装作業

内装工事	内装仕上施工	・プラスチック系床仕上げ工事作業
		・カーペット系床仕上げ工事作業
		・ボード仕上げ工事作業
		・壁装作業
	表装	・表具作業
	畳製作	・畳製作作業
	熱絶縁施工	・吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業
排水工事	配管	・建築配管作業
舗装工事	路面表示施工	・溶解 [°] イントマーカー工事作業
		・加熱 [°] イントマシマーカー工事作業
植栽工事	造園	・造園工事作業

なお、県内に一級技能士が少ない作業職種は、予め監督員と協議することができる。

14 室内空気中の化学物質の濃度測定

測定対象室及び測定箇所数 (1.5.9)

測定対象室 ※ 全ての居室、常時換気しない書庫、倉庫 ・ 図示

測定箇所数 () 箇所

室の床面積A(m ²)	A ≤ 50	50 < A ≤ 200	200 < A ≤ 500	500 < A
測定箇所数	1	2	3	4

使用した材料、室の形状、換気設備等の仕様が類似しており、同様の測定結果となることが予想される複数の室については、監督員と協議の上、そのうちの1室以上を測定する。

測定方法 ※ パッケージ採取による蒸気拡散式分析法

・ 厚生労働省の標準法

測定物質 ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン

対象物質	厚生労働省の指針値 (25℃の場合)
ホルムアルデヒド	0.08ppm (100 μg/m ³)
トルエン	0.07ppm (260 μg/m ³)
キシレン	0.20ppm (870 μg/m ³)
エチルベンゼン	0.88ppm (3、800 μg/m ³)
スチレン	0.05ppm (220 μg/m ³)

社会福祉施設においては、パラジクロロベンゼンの測定要否を監督員と協議すること。

測定者 専門測定機関による測定 ※ 現場作業員による測定 ・

測定前準備 測定対象室を30分換気し、その後5時間閉鎖する。

測定時 測定前準備・測定時は換気設備又は空気調和設備を稼働させたまま行う。ただし、局所的な換気扇で常時稼働させないものは停止させたままとする。測定時間は、原則として24時間とする。ただし、24時間測定が行えない場合は8時間測定(10時30分～18時30分)とする。測定位置は、室中央付近の床から1.2m～1.5mの高さとする。

測定後 測定年月日、測定時刻、測定時の室温・湿度・天候、及び内装仕上げ工事の完了した年月日等を記載すること。

15 施工図等の取扱い

施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用权は、発注者に移譲するものとする。

16 設備工事との取合い

(1.7.1～1.7.3) (表1.7.1)

施工範囲 ※ 工事区分表による ・

施工図 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受ける。

17 検査

中間検査 ※ 対象工事 (実施は中間検査実施基準による) ・ 対象外工事

18 完成時の提出図書

※現場説明書による。

19 設計GL

設計GL ※ 図示

20 既存部の汚損等

工事施工に際し、既存部分を汚損又は損傷した場合は、構造、仕上げ共、既存にならない補修する。

21 事故報告

工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、事故発生報告書を監督員に速やかに提出すること。また建設工事事務報告データベースに登録すること。

22 異常気象時の報告

異常気象時（大雨警報、暴風警報、大雪警報）及び震度4以上の地震発生時には、現場点検を行い速やかに監督員に報告する。

23 公共事業労務費調査に対する協力

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

(1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。

(2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。

(3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

(4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

2章 仮設工事

○1 足場その他

[2.2.1][表2.2.1](2.2.4)

内部足場の種別 ※ 脚立、足場板等

外部足場の種別 ・ 枠組足場 ○ くさび緊結式足場 ・ 単管本足場
・ 仮設ゴンドラ ・ 移動式足場

工事で設置する足場については、標準仕様書2.2.4(b)によるほか、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立てや解体等の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式、又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971（屋根工事用足場及び施工方法）に基づき、建方作業台や墜落防護さく等を設置する。

○ 外部足場の防護シートによる養生

（ ・ 養生ネット ・ 養生シート（ ・ I類 ・ II類 ） ○ ネット状養生シート（ ○ I類 ・ II類 ）
・ 防音シート ・ 防音パネル ）

○2 監督員事務所

(2.3.1)

・ 設ける（ ・ 10㎡程度 ・ ） ・ 既存建物利用

○ 設けない

監督員事務所の備品等 標準仕様書によるほか下記による

・ 机 ・ 椅子 ・ ゴム長靴 ・ 雨がっぱ ・ 保安帽 ・ 安全帯 ・ 更衣ロッカー
以上は監督員 人分

・ 書籍 ・ 白板 ・ 掛時計 ・ 寒暖計 ・ 懐中電灯 ・ 受注者加入電話の子機 ・ 消火器

・ 冷暖房機器 ・ パソコン（インターネット接続： ）

以上は各1ヶ

○3 工事用水

構内既存の施設 ・ 利用できない ○ 利用できる（ ※ 有償 ・ 無償）

○4 工事用電力

構内既存の施設 ・ 利用できない ○ 利用できる（ ※ 有償 ・ 無償）

3章 土工事

- 1 埋戻し及び盛土 (3.2.3) (表3.2.1)
種別 ・ A種 ※B種 ・ C種 (土質: 、受渡条件:) ・ D種
・ 建設汚泥から再生した処理土 [G]

2 建設発生土の処理 (3.2.5)

- ・ 場外指定場所に搬出し、搬出後、監督員へ搬出先の受入を証明する資料を提出する。
搬出場所 () 受入条件 ()
処分費 () 仮置き場 ()
 - ・ 近隣の受入先を調査の上、搬出距離、受入条件等が確認できる資料を監督員に提出し、協議により搬出先を決定する。搬出後、監督員へ搬出先の受入を証明する資料を提出する。なお、次の運搬に相当する経費を見込んでいる。
搬出距離 () DID区間 ()
仮置場 ()
 - ・ 場内指定場所に敷き均し (・ 図示)
 - ・ 場内指定場所に堆積 (・ 図示)
- なお受注者の提示する運搬距離、処分費及び整地費と異なる場合においても設計変更の対象としない

3 建設汚泥の処理

- ※ 再生資源化施設へ搬出 ・

○4 設計地耐力

- ※ 図示

5 山留め (3.3.3)

- 山留めの設置 ・ 有り (位置、仕様 : ※ 図示) ・ 無し
山留めの残置 ・ 有り (位置 : ※ 図示) ・ 無し

4章 地業工事

1 杭の載荷試験 (4.2.3)

- 杭の載荷試験 ・ 行う ・ 行わない
試験種別 ※ 鉛直 ・ 水平
試験方法 ※ 段階載荷方式 ・ 連続載荷方式

- 試験杭本数(本) ・
試験杭位置 ※ 図示
最大荷重(t) ・
設置後の放置期間 ・

2 地盤の載荷試験 (4.2.4)

- 平板載荷試験 ・ 行う ・ 行わない
試験方法 ※ 地盤工学会基準JGS1521-2003 (地盤の平板載荷試験方法)
載荷方法 ※ 段階式載荷 ・ 段階式繰返し載荷
試験位置 ※ 図示
最大荷重(t) ・

3 支持地盤 (3.2.1) (4.2.4) (4.3.4~5) (4.5.4~5)

- ・ 杭基礎
支持地盤の種類及び位置(基礎ぐいの先端の位置含む) ※ 図示
- ・ 直接基礎
支持地盤の種類及び位置(基礎底部の位置含む) ※ 図示
試験掘り(根切り底の状態の確認等) ・ 行う ・ 行わない
位置等 ・ 図示 ・ 原位置掘削時の根切りを試験掘りとする

4 既製コンクリート杭地業

(4.2.2) (4.3.1~5) (7.2.5)

種類

- ・ 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭 (PHC杭)
- ・ 外殻鋼管付きコンクリート杭 (SC杭) ((鋼管材料 ・ SKK400 ・ SKK490 ・))
- ・ プレストレスト鉄筋コンクリート杭 (PRC杭)
- ・

寸法、継手、性能等(種別：種類、性能及び曲げ強度区分)

(4.2.2) (4.3.2、3)

		種類	コンクリート強度 (N/mm ²)	杭径 (mm)	厚さ (mm)	杭長 (m)	継手 数	セツ 数	長期設計 支持力(kN/本)	備考
試験杭	上杭									
	中杭									
	下杭									
本杭	上杭									
	中杭									
	下杭									

杭先端部形状 ・ 開放形 ・ 半開放形 ・ 閉そく形 ・ (4.3.2)

施工方法 (4.3.1)

- ・ 打込み工法 (・ 油圧ハンマー ・ ディーゼルハンマー ・) (4.2.2) (4.4.3)

プレボリングの併用

- ・ 行わない
- ・ 行う 掘削深さ及び径 ・ 図示

杭の精度

- ・ 水平方向のずれ ・ 杭径の1/4かつ100mm以下 ・
- ・ 杭の傾斜 ・ 1/100以下 ・

試験杭 試験杭の位置 ・ 図示 ・

- ・ セメントミルク工法 (4.2.2) (4.3.4)

アースカーの支持地盤への掘削深さ ・ 1.5m程度 ・

杭の支持地盤への根入れ深さ ・ 1.0m程度 ・

杭の精度 水平方向の位置ずれ ・ 杭径の1/4かつ100mm以下 ・

杭の傾斜 ・ 1/100以内 ・

試験杭 試験杭の位置 ・ 図示による ・

試験杭の施工 ※ 本杭の施工に先立ち行う ・

- ・ 特定埋込杭工法 (4.2.2) (4.3.5)

・ H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式で $\alpha=250$ を採用できる工法

・ H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式の内 α 、 β 、 γ が下記の値を採用できる工法

$$\alpha = () \quad \beta = () \quad \gamma = ()$$

工法 ・ プレボリング拡大根固め工法 ・ 中掘り拡大根固め工法 ・

杭周固定液 ・ 使用する ・ 使用しない

杭の精度 水平方向の位置ずれ ・ 杭径の1/4かつ100mm以下 ・

杭の傾斜 ・ 1/100以内 ・

試験杭 試験杭の位置 ・ 図示による ・

杭継手工法

(4.3.2、6) (7.2.5)

- ・ アーク溶接継手

溶接材料 ・ 7.2.5(a) (b)による ・ 図示 ・

- ・ 無溶接継手 (継手部に接続金具を用いた方式のもの)

工法 ※ 審査(評定又は大臣認定)を受けた工法

検査 ※ 審査(評定又は大臣認定)により定められた項目

施工 ※ 審査(評定又は大臣認定)された施工管理基準による

杭頭の処理 ・ 処理する ・ 処理しない (4. 3. 7)
 処理方法(切断に伴う補強方法含む) ・ 図示による ・

杭頭の中詰め材料 ・ 基礎のコンクリートと同調合のもの (4. 3. 7)

5 鋼杭地業 (4. 2. 2) (4. 3. 3, 5, 7) (4. 4. 1~6) (7. 2. 5)

種類の記号 ・ SKK400 ・ SKK490 ・
 寸法、継手等 (4. 2. 2) (4. 4. 2)

		種類	杭径 (mm)	板厚 (mm)	杭長 (m)	継手 数	セット 数	長期設計 支持力(kN/本)	備考
試験杭	上杭								
	中杭								
	下杭								
本杭	上杭								
	中杭								
	下杭								

杭先端部形状 ・ 開放形 ・ 半開放形 ・ 閉そく形 (4. 4. 2)

先端部の補強 ・ 標準仕様書 図4. 4. 1、表4. 4. 2による ・

先端部の補強(補強バンド等)及びその他付属品の材質 ・ SS400と同等又はそれ以上 ・

施工方法 (4. 4. 1)

・ 打込み工法 (・ 油圧ハンマー ・ ディーゼルハンマー ・) (4. 2. 2) (4. 4. 3)

プレローリングの併用

・ 行わない

・ 行う 掘削深さ及び径 ・ 図示

杭の精度

水平方向のずれ ・ 杭径の1/4かつ100mm以下 ・

杭の傾斜 ・ 1/100以下 ・

試験杭 試験杭の位置 ・ 図示 ・

・ 特定埋込杭工法 (4. 2. 2) (4. 4. 4)

・ H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式で $\alpha=250$ を採用できる工法

・ H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式の内 α 、 β 、 γ が下記の値を採用できる工法

$\alpha = ()$ $\beta = ()$ $\gamma = ()$

工法 ・ 中掘り拡大根固め工法 ・

杭の精度 水平方向の位置ずれ ・ 杭径の1/4かつ100mm以下 ・

杭の傾斜 ・ 1/100以内 ・

試験杭 試験杭の位置 ・ 図示による ・

杭の現場継手 (4. 4. 5)

・ 溶接継手

形状 ・ JIS A 5525による ・

溶接材料 ・ 標準仕様書7. 2. 5(a) (b)による ・ 図示 (4. 4. 2)

溶接部の確認方法 ※ 目視確認(標準仕様書7. 6. 10による) ・

抜き取り率 ・ 全数 ・

・ 無溶接継手(継手部に接続金具を用いた方式もの)

工法 ※ 認定等を受けた工法

検査 ※ 認定等により定められた項目

施工 ※ 認定等された施工管理基準による

杭頭の処理 ・ 処理する ・ 処理しない (4. 3. 7) (4. 4. 6)

処理方法(切断に伴う補強方法含む) ・ 図示による ・

杭頭の中詰め材料 ・ 基礎のコンクリートと同調合のもの ・

6 場所打ちコンクリート杭地業

(4.2.2) (4.5.1, 3~5)

掘削工法

(4.5.1、4)

- ・ アースドリル工法 (安定液 ※使用する ・ 使用しない)
- ・ リバース工法
- ・ ホールディング工法 (孔内の水張り ・ 行う ・ 行わない)

併用する工法

(4.5.1、5)

- ・ 場所打ち鋼管コンクリート杭工法
鋼管巻き材料 ・ SKK400 ・ SKK490
- ・ 拡底杭工法 (安定液 ※使用する ・ 使用しない)

寸法等

(4.2.2)

	軸径 (mm)	拡底径 (mm)	杭長 (m)	セッ ト 数	長期設計支持力 (kN/本)	備考
試験杭						
本杭						

鉄筋の種類

(4.5.3)

種類の記号	呼び径 (mm)	備考
・ SD295A		
・ SD345		

帯筋

- ・ 図示

鉄筋かごの補強

- ・ 杭径1.5m以下の場合は鋼板6×50(mm)、1.5mを超える場合は鋼板9×50~75(mm)の補強リングを3m以下の間隔で、かつ、1節につき3箇所以上入れ、リングと主筋との接触部を溶接する。溶接長さは補強材の幅とする。

鉄筋の最小かぶり厚さ

- ・ 100mm

鉄筋の重ね継手長さ、主筋の基礎底盤への定着長さ

- ・ 図示

セメントの種類

- ※ 高炉セメントB種[G]

コンクリートの種類

- ・ A種
- ・ B種
- ・ 認定等の内容による

コンクリートの設計基準強度

- ・ 図示

構造体強度補正

- ・ 3N/mm²
- ・ 図示
- ・ 認定等の内容による

試験杭

- 試験杭の位置
- ・ 図示

・ 孔壁測定

- 測定箇所
- ・ 試験杭 () 箇所及び本杭 () 箇所

杭の精度

- 水平方向のずれ
- ・ 杭径の1/4かつ100mm以下

- 杭の傾斜
- ・ 1/100以下

○7 砂利事業

(4.6.2、3)

材料 ○ 再生クラッシュラン[G]

- ・ 切込砂利及び切込碎石

厚さ ※ 60mm

- ・ 100mm
- 図示

摘要箇所

- 基礎下、土間コンクリート下、土に接するスラブ下

- ・ 図示

8 捨コンクリート地業

捨コンクリートの厚さ

- ※ 50mm
- ・ 図示

(4.6.4) (6.14.1)

施工範囲

- ・ 基礎梁下、土に接するスラブ下
- ・ 図示による

設計基準強度

- ※ 18N/mm²

スラブ

- ※ 15cm又は18cm

9 床下防湿層

(4.6.2) (4.6.5)

- 材料 ・ ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上
- 施工範囲 ・ 建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下(ピット下を除く)
- 砂利地業の上に直接施工する場合は、防湿層の下に目つぶし砂敷均し(t=30)

10 地盤改良工法

- 種類及び施工方法等 ・ 図示による

5章 鉄筋工事

○1 鉄筋

(5.2.1)

鉄筋の種類

種類の記号	呼び径 (mm)	備考
○ SD295A	○ D16以下	
・ SD345	・ D19以上	
・	・	
・	・	

2 溶接金網

(5.2.2)

形状等

種類	種類の記号	網目の形状、寸法、鉄線の径(mm)	適用箇所
・ 溶接金網			
・ 鉄筋格子			

○3 継手及び定着(各部配筋)

(5.3.4) (5.5.2, 3)

継手方法等

部位	継手方法	呼び径(mm)
柱、梁の主筋	・ ガス圧接 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手	
耐力壁の鉄筋	・ 重ね継手	
その他の鉄筋 ()	○ 重ね継手	

主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ

- ・ 40d(軽量コンクリートの場合は50d)と標準仕様書表5.3.2の大きい方の値
- ・ 図示による

柱に取り付ける梁の引張り鉄筋定着長さ

- ・ 標準仕様書表5.3.4
- ・ 図示による

4 各部配筋

(5.3.7)

- | | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接基礎の配筋 ・ 基礎接合部の補強配筋 ・ 基礎梁主筋の継手、定着及び余長 ・ 基礎梁のあばら筋 ・ 柱主筋の継手、定着及び余長 ・ 帯筋組立の形及び割付け ・ 柱の打増し補強 ・ 大梁主筋の継手、定着及び余長 ・ あばら筋の組立の形及び割付け等 ・ 梁の打増し補強 ・ 小梁主筋の継手、定着及び余長 ・ 片持梁主筋の定着及び余長 ・ 壁の基準配筋 ・ 壁の継手及び定着 ・ 壁の交差部及び端部の配筋 ・ 壁の開口部補強 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準仕様書各部配筋参考図1.1による ・ 標準仕様書各部配筋参考図1.2による ・ 標準仕様書各部配筋参考図1.3による ・ 標準仕様書各部配筋参考図1.4による ・ 標準仕様書各部配筋参考図2.1による ・ 標準仕様書各部配筋参考図2.2による ・ 標準仕様書各部配筋参考図2.3による ・ 標準仕様書各部配筋参考図3.1による ・ 標準仕様書各部配筋参考図3.2による ・ 標準仕様書各部配筋参考図3.3による ・ 標準仕様書各部配筋参考図3.4による ・ 標準仕様書各部配筋参考図3.5による ・ 標準仕様書各部配筋参考図4.1による ・ 標準仕様書各部配筋参考図4.2による ・ 標準仕様書各部配筋参考図4.3による ・ 標準仕様書各部配筋参考図4.4による | <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示 ・ 図示 ・ 図示 ・ 図示 ・ 図示 ・ 図示 ・ 図示 ・ 図示 ・ 図示 ・ 図示 ・ 図示 ・ 図示 ・ 図示 ・ 図示 ・ 図示 ・ 図示 |
|--|--|--|

- ・ 壁の打増し補強
- ・ パラペットの配筋
- ・ スラブの基準配筋
- ・ スラブ筋の定着及び受け筋
- ・ 片持スラブの基準配筋
- ・ 片持スラブ先端に壁が付く場合の配筋
- ・ スラブの開口部補強
- ・ 出隅及び入隅部の補強配筋
- ・ スラブの打継ぎ補強配筋等
- ・ 段差のあるスラブの補強配筋
- ・ 片持スラブ形階段の基準配筋
- ・ 標準仕様書各部配筋参考図4.5による
- ・ 標準仕様書各部配筋参考図4.6による
- ・ 標準仕様書各部配筋参考図5.1による
- ・ 標準仕様書各部配筋参考図5.2による
- ・ 標準仕様書各部配筋参考図5.3による
- ・ 標準仕様書各部配筋参考図5.4による
- ・ 標準仕様書各部配筋参考図5.5による
- ・ 標準仕様書各部配筋参考図5.6による
- ・ 標準仕様書各部配筋参考図5.7による
- ・ 標準仕様書各部配筋参考図5.8による
- ・ 標準仕様書各部配筋参考図6.1による
- ・ 図示
- ・ 図示
- ・ 図示
- ・ 図示
- ・ 図示
- ・ 図示
- ・ 図示
- ・ 図示
- ・ 図示
- ・ 図示

5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔(溶接金網含む)

※最小かぶり厚さ(目地底から算出を行う) (5.3.5)

- 柱及び梁の主筋にD29以上の使用
 - ・ 無し
 - ・ 有り
 - ※主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保する
- 軽量コンクリートで土に接する部分
 - ・ 無し
 - ・ 有り 適用箇所 ()
 - ・ 標準仕様書表5.3.6に加える厚さ () mm
- 耐久性上不利な部分(塩害等を受けるおそれのある部分等)
 - ・ 無し
 - ・ 有り 適用箇所 ()
 - ・ 標準仕様書表5.3.6に加える厚さ () mm

6 機械式継手

(5.3.5)(5.5.2)

- 使用箇所 ※ 図示
- H12建告第1463号に適合する性能
 - ・ A級
- 機械式継手の種類及び工法 ()
- 鉄筋相互のあき
 - ・ 図示
- 品質の確認方法
 - ・ 図示
- 不良となった継手の修正方法等
 - ・ 図示

7 溶接継手

(5.3.5)(5.5.3)

- 使用箇所 ※ 図示による
- H12建告第1463号に適合する性能
 - ・ A級
- 鉄筋相互のあき
 - ・ 図示
- 溶接継手の工法
 - ・ 図示
- 品質の確認方法
 - ・ 図示
- 不良となった継手の修正方法等
 - ・ 図示による

8 圧接完了後の試験

外観試験 ※ 行う(全数) (5.4.9)

- 抜取試験 ※ 超音波探傷試験
 - 試験の箇所数等
 - ・ 標準仕様書5.4.9、5.4.10による
 - ・ 引張試験
 - 試験片の採取数は、1ロットに対して(※3本 () 本)とする

6章 コンクリート工事

○1 レイミストコンクリート製造工場

※ 品質管理監督検査合格工場(○適マーク取得工場)

・

○2 コンクリートの気乾単位容積質量による種類及び強度

(6.2.1~4) (6.10.1、2)

普通コンクリートの設計基準強度

設計基準強度 (N/mm ²)	スラブ°	適用箇所
・ 24	・	
○ 21	○ 18	
・	・	

軽量コンクリートの設計基準強度

設計基準強度 (N/mm ²)	スラブ°	適用箇所
・	・	
・	・	
・	・	

○3 コンクリート種別

(6.2.1)

種別

※ I類(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート)

・ II類(JIS A 5308に適合したコンクリート)

○4 セメント

(6.3.1)

種類

※ 普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種

普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210に示された規定の他、水和熱が7日目で352J/g以下、かつ28日目で402J/g以下のものとする。

・ 高炉セメントB種[G]

・ フライアッシュセメントB種[G]

・

○5 骨材

(6.3.1)

アルカリシカ反応性による区分 ※ A ・ B

6 混和材料

(6.3.1)

・ 混和剤の適用 (・ AE減水剤 ・ 高性能AE減水剤)

・ 混和材の適用 (・ フライアッシュ I 種又は II 種 ・ 高炉スラグ ・ 膨張材)

○7 気乾単位容積質量

(6.2.3) (6.10.1)

普通コンクリート ○ 2.3t/m³程度 ・

軽量コンクリート ・ 1.6t/m³程度 ・ 1.95t/m³程度 ・

8 軽量コンクリート

(6.10.1)

種別 ・ 1種 ・ 2種

適用箇所 ・ 図示による ・

9 寒中コンクリート

(6.2.1) (6.11.1)

適用期間 ・ 月～ 月 ・

・ 調合管理強度及び調合強度を積算温度を元に定め、(D・D)

10 暑中コンクリート

(6.12.2)

構造体強度補正值(S) ※ 6N/mm²

11 マスコンクリート (6.2.1) (6.13.1、2)

- セメントの種類
- ・ 中庸熱ポルトランドセメント
 - ・ 低熱ポルトランドセメント
 - ・ 高炉セメントB種[G]
 - ・ フライアッシュセメントB種[G]
 - ・ 普通ポルトランドセメントにJIS A 6206に適合するコンクリート用高炉スラグ微粉末の4000を混合したもの

適用箇所 ※ 図示による

- ・ 混和材
- 混和材の種類 ※ JIS A 6206に適合するコンクリート用高炉スラグ微粉末の4000[G]
- ・
- ・ 混和剤
- 混和剤の種類 ※ JIS A 6204に適合するAE減水材又は高性能AE減水材
- ・

スラブ ※ 15cm

12 無筋コンクリート (6.2.1) (6.3.1) (6.14.1)

無筋コンクリートの設計基準強度

設計基準強度 (N/mm ²)	スラブ	適用箇所
※ 18	※ 15又は18	※ 標準仕様書6.14.1(e) ・ 図示
・	・	
・	・	

セメントの種類

- ※ 普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種
- ・ 高炉セメントB種[G]
 - ・ フライアッシュセメントB種[G]

13 流動化コンクリート (6.2.1) (6.15.1)

適用箇所 ・ 図示による

14 ひび割れ誘発目地、打継目地 (6.6.3) (6.8.2) (9.7.3) (11.1.3)

目地寸法 ※ 「9防水工事 7シーリング」による
 間隔、位置、形状 ※ 図示

15 コンクリートの仕上り

部材の位置及び断面寸法の許容差の標準値 (6.2.5) (6.8.3)

- ・ 標準仕様書 表6.2.3による

合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ

種別	適用箇所
・ A種	
・ B種	
・ C種	

16 打増し厚さ(打放し仕上げ部) (6.8.2)

- ・ 打放し仕上げの打増し厚さ(外部に面する部分に限る)
 - ・ 20mm
- ・ 打放し仕上げの打増し厚さ(内部に面する部分に限る)
 - ・ 10mm

○ 17 型枠 (6.8.3)

せき板の材料及び厚さ ○ 合板 (○ 12mm ・)

断熱材の兼用 ・ 行わない ○ 行う

MCR工法用シート ・ 用いる ○ 用いない

打増し厚さ ・ 20mm

打増し範囲 ・ 図示による

スラブの材種 ※ 標準仕様書6.8.3(i)(2)及び標準仕様書表6.8.1による

18 耐震スリット

方向	タイプ	耐火性能	防水性能	備考
・ 垂直方向	※ 完全(全貫通型)	・ 耐火型	・ 有り	
・ 水平方向	・	・ 非耐火型	・ 無し	

目地(目地材の材質は標準仕様書表9.6.1による)

目地	内壁	外壁
目地材	シーリング材(見え掛かり部のみ)	シーリング材(見え掛かり部のみ)
目地寸法(mm)	・ 幅20×深さ10	・ 幅20×深さ10

施工箇所 ※ 図示

19 止水板

形式 ・ 差込式 ・ 据置式 ・ 壁張り式

施工位置 ※ 図示

12章 木工事

1 表面仕上げ

(12.1.4)(表12.1.1)

表面仕上げの種別	適用箇所
・ A種	
・ B種	
・ C種	

○2 木材の含水率

(12.2.1)

現場搬入時の木材の含水率 ※ A種 ・ B種

12.2.1(b)～(e)までで含水率が規定されているものはその規定による

○3 製材[G]

(12.2.1)(12.4.1)(12.5.1)(12.6.1)(12.7.1)

※ 県内産木材 ・ 12.2.1による木材 ・ 市販品

適用樹種 (・ 杉 ・ 檜)

県内産木材の適用がない場合でも可能な範囲で県内産木材の使用に努めること

報告：静岡県産材証明制度の「県産材販売管理票」により報告すること

・ 合法的に生産された木材を使用すること。

報告：木材・木製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日林野庁作成)に準拠した証明書により報告すること

造作材の材面の品質の基準 ※ A種 ・ B種

・ 「製材の日本農林規格」による下地用針葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	間伐材等の適用
			※ 2級	・	※ A種 ・ B種	・ 有 ・ 無
			※ 2級	・	※ A種 ・ B種	・ 有 ・ 無
			※ 2級	・	※ A種 ・ B種	・ 有 ・ 無

・ 「製材の日本農林規格」による造作用針葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	間伐材等の適用
見掛面			※ 上小節	・	※ A種 ・ B種	・ 有 ・ 無
見掛面以外			※ 小節以上	・	※ A種 ・ B種	・ 有 ・ 無
			※ 2級	・	※ A種 ・ B種	・ 有 ・ 無

・ 「製材の日本農林規格」による広葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	形状	含水率	間伐材等の適用
			※ 1等	・	※ 10%以下 ・ A種 ・ B種	・ 有 ・ 無
			※ 1等	・	※ 10%以下 ・ A種 ・ B種	・ 有 ・ 無

「製材の日本農林規格」以外の製材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	造作材の材面の品質	防虫処理	難燃処理	含水率	間伐材等の適用
			(造作材の場合 (※A種 ・ B種 ・)	・有 ・無	・有 ・無	※A種 ・B種 ・	・有 ・無
			(造作材の場合 (※A種 ・ B種 ・)	・有 ・無	・有 ・無	※A種 ・B種 ・	・有 ・無
			(造作材の場合 (※A種 ・ B種 ・)	・有 ・無	・有 ・無	※A種 ・B種 ・	・有 ・無

4 造作用集成材[G]

(12.2.1)

ホルムアルデヒド[※]放散量 ※ 規制対象外 ・

・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の等級	間伐材等の適用
			※1等 ・ 2等	・有 ・ 無
			※1等 ・ 2等	・有 ・ 無
			※1等 ・ 2等	・有 ・ 無

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	化粧薄板 の厚さ(mm)	見付け材面 の等級	間伐材等の適用
	化粧薄板： 芯材：			※1等 ・2等	・有 ・ 無
	化粧薄板： 芯材：			※1等 ・2等	・有 ・ 無
	化粧薄板： 芯材：			※1等 ・2等	・有 ・ 無

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり構造用集成柱

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	化粧薄板 の厚さ(mm)	間伐材等 の適用
	化粧薄板： 芯材：			・有 ・ 無
	化粧薄板： 芯材：			・有 ・ 無
	化粧薄板： 芯材：			・有 ・ 無

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	見付け材面 の品質	含水率	間伐材等 の適用
				※15%以下 ・	・有 ・ 無
				※15%以下 ・	・有 ・ 無
				※15%以下 ・	・有 ・ 無

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	化粧薄板 の厚さ(mm)	見付け材面 の品質	含水率	間伐材等 の適用
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下 ・	・有 ・ 無
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下 ・	・有 ・ 無
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下 ・	・有 ・ 無

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成柱

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	化粧薄板 の厚さ(mm)	見付け材面 の品質	含水率	間伐材等 の適用
	化粧薄板： 芯材：				※ 15%以下 ・	・有 ・無
	化粧薄板： 芯材：				※ 15%以下 ・	・有 ・無
	化粧薄板： 芯材：				※ 15%以下 ・	・有 ・無

5 造作用単板積層材[G]

(12.2.1)

ホルムアルデヒド[※]放散量 ※ 規制対象外 ・

・ 単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材

施工箇所	厚さ (mm)	表面の品質	防虫処理	間伐材等 の適用
		・有 (加工 ・ 天然木加工 ・ 塗装加工) ・無 ()	・有 ・無	・有 ・無
		・有 (加工 ・ 天然木加工 ・ 塗装加工) ・無 ()	・有 ・無	・有 ・無

・ 単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材

施工箇所	厚さ (mm)	表面の品質	含水率	防虫処理	間伐材等 の適用
		・有 (加工 ・ 天然木加工 ・ 塗装加工) ・無 ()	※ 14%以下	・有 ・無	・有 ・無
		・有 (加工 ・ 天然木加工 ・ 塗装加工) ・無 ()	※ 14%以下	・有 ・無	・有 ・無

6 床張り用合板等

(12.2.1)

ホルムアルデヒド[※]放散量 ※ 規制対象外 ・

・ 普通合板[G]

施工箇所	厚さ (mm)	表板の 樹種名	接着の 程度	板面の品質	防虫 処理	間伐材等 の適用
	※ 5.5 ・		※ 1類 ・ 2類	広葉樹 ※ 2等以上 ・ 1等 針葉樹 ※ C-D以上 ・	・有 ・無	・有 ・無
	※ 5.5 ・		※ 1類 ・ 2類	・	・有 ・無	・有 ・無
	※ 5.5 ・		※ 1類 ・ 2類	・	・有 ・無	・有 ・無

・ 構造用合板[G]

施工箇所	等級	表板の 樹種名	接着の 程度	板面の 品質	厚さ (mm)	有効断面 係数比	防虫 処理	強度 等級	間伐材等 の適用
	※ 2級以上 ・ 1級		※ 1類 ・ 特類	※ C-D以上 ・	※ 12 ・	・有 ・無	・有 ・無	・有 () ・無	・有 ・無
	※ 2級以上 ・ 1級		※ 1類 ・ 特類	※ C-D以上 ・	※ 12 ・	・有 ・無	・有 ・無	・有 () ・無	・有 ・無
	※ 2級以上 ・ 1級		※ 1類 ・ 特類	※ C-D以上 ・	※ 12 ・	・有 ・無	・有 ・無	・有 () ・無	・有 ・無

・パーティクルボード [G]

施工箇所	厚さ (mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分
	※ 15 ・		※ 13タイプ ・	※ P又はM ・	
	※ 15 ・		※ 13タイプ ・	※ P又はM ・	

・構造用パネル

施工箇所	等級	厚さ (mm)
	・ 1級 ・ 2級 ・ 3級 ・ 4級	
	・ 1級 ・ 2級 ・ 3級 ・ 4級	

7 接着剤 (12.2.2、3)

接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする。

ホルムアルデヒドの放散量 ※ 規制対象外

8 防腐・防蟻処理 (12.3.1、2)

- ・防腐、防蟻処理が不要な樹種による製材及び集成材
適用部位：()
- ・薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部位	保存処理性能区分
	・ K2 ・ K3 ・ K4
	・ K2 ・ K3 ・ K4
	・ K2 ・ K3 ・ K4

・薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部位	処理の方法
	※ 標準仕様書12.3.1(3)(ii)①～④による
	・
	・

・ボード原料接着材への薬剤混入による防腐、防蟻処理

適用部位：()

13章 屋根及びとい工事

○1 長尺金属板葺

(13.2.2、3)

施工箇所	板及びコイルの種類	塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号	厚さ (mm)	屋根葺形式	備考
	※ JIS G 3322の 屋根用コイル ・			・ 心木なし瓦棒葺 ・ 立平葺 ・ 蟻掛葺 ・ 横葺	

下葺材料 ○ アスファルトルーフィング[®] 940

・ 改質アスファルトルーフィング[®] 下葺材

(・ 一般タイプ ・ 複層材タイプ ・ 粘着層付タイプ)

工法 建築基準法に基づき定まる (※ 1 ・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力に対応した工法

雪止め ・ 設置する(図示)

2 折板葺

(13. 2. 2) (13. 3. 2、3) (表13. 2. 1)

施工箇所	形式	山高、山ピッチによる区分		耐力による区分	材料による区分	厚さ(mm)	軒先面戸板	耐火性能
		山高	山ピッチ					
	<ul style="list-style-type: none"> 重ね形 はぜ締め形 かん合形 			()種	<ul style="list-style-type: none"> ※ 鋼板製 ・ アルミニウム合金板製 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 有 ・ 無 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30分 ・ 無
	・							

材料 板及びコイルの種類 ()

塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記 ()

断熱材 ・ 有り(種別: 厚さ(mm): 防火性能: 時間)

・ 無し

工法 建築基準法に基づき定まる (※1 ・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力に対応した工法

※ J I S A6514 のうち5.3 及び5.4 は適用しない

3 粘土瓦葺

(13. 4. 2、3)

施工箇所	種類			大きさ	産地	役物瓦の種類	雪止め瓦
	製法による区分	形状による区分	寸法による区分				
							<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用する ・ 適用しない
							<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用する ・ 適用しない

瓦棧木 材質 ※ 杉又は檜 ・

寸法 ※ 幅21×高さ15(mm) ・

棟補強用心材 材質 ※ 杉又は檜 ・

寸法 ※ 幅40×高さ30(mm) ・

工法 建築基準法に基づき定まる (※1 ・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力に対応した工法

瓦棧木の留付け工法 ※ 図示 ・

棟の工法 ・ 標準仕様書13. 5. 5による ・

4 とい

(13. 5. 2、3) (表13. 5. 5)

といの材種 ・ 配管用鋼管 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管 ・

ロックウール保温筒及びフェノールフォーム保温筒のホルムアルデヒド放散量 ※ 規制対象外 ・

鋼管製といの防露巻き ・ 適用する(工法: ※ 標準仕様書表13. 5. 5による ・)

・ 適用しない

ルーフトレン

種別	施工箇所
<ul style="list-style-type: none"> ・ ろく屋根用(・ 縦型 ・ 横型) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ハルコニー用 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ハルコニー中継用 	

15章 左官工事

1 モルタル塗り

(15.2.2、5)

- 既製目地材 ・ 設ける 施工箇所 () 形状 (※ 図示)
 ・ 設けない
 床目地 ・ 設ける (工法 ※ 押し目地)
 ・ 設けない
 外壁タイル張り下地の均しモルタルの接着力試験 ・ 適用する
 ・ 適用しない
 ・ 防水剤
 (品質、性能、試験方法) 建築材料等品質性能表による

2 床コンクリートの直均し仕上げ

(6.2.5) (15.3.2)

下表以外は標準仕様書15.3.2による

施工箇所	平たんさ(mm)	備考
・ フloorスラブ(支柱調整式)範囲	・ 1mにつき10以下	
・	・	

3 珪酸塩レンガ材塗り

(15.4.2) (表15.4.1)

- ・ せっこう系 ・ セメント系

○ 4 仕上塗材仕上げ

(15.5.2)

建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量

※規制対象外 ・ 第三種

仕上塗材の種類

種類	呼び名	防火材料	仕上げの形状
○ 薄付け仕上塗材	・ 外装薄塗材Si	・	・ 砂壁状
	・ 可とう形外装薄塗材Si	・	・ ゆず肌状 (・ 吹付け ・ ローラー塗り)
	・ 外装薄塗材E	・	・ さざ波状
	・ 可とう形外装薄塗材E	・	・ 平たん状
	○ 防水形外装薄塗材E	・	・ 凹凸状 (・ 吹付け ・ こて塗り)
	・ 外装薄塗材S	・	・ 着色骨材砂壁状
	・ 内装薄塗材C	・	(・ 吹付け ・ こて塗り)
	・ 内装薄塗材L	・	・ 砂壁状じゅらく
	・ 内装薄塗材Si	・	・ 京壁状じゅらく
	・ 内装薄塗材E	・	吸放湿性
・ 内装薄塗材W	・	・ 適用する ・ 適用しない	
・ 厚付け仕上塗材	・ 外装厚塗材C	・	・ 吹放し ・ 凸部処理 ・ 平たん状
	・ 外装厚塗材Si	・	・ 凹凸状 ・ ひき起こし ・ かき落とし
	・ 外装厚塗材E	・	吸放湿性 ・ 適用する ・ 適用しない
	・ 内装厚塗材C	・	上塗材 ・ 適用する ・ 適用しない
	・ 内装厚塗材L	・	
	・ 内装厚塗材G	・	
	・ 内装厚塗材Si	・	
・ 複層仕上塗材	・ 複層塗材CE	・	・ ゆず肌状 ・ 凸部処理 ・ 凹凸模様
	・ 可とう形複層塗材CE	・	耐候性 ※ 耐候性3種
	・ 複層塗材Si	・	上塗材
	・ 複層塗材E	・	溶媒 ※ 水系 ・ 溶剤系
	・ 複層塗材RE	・	・ 弱溶剤系
	・ 防水型複層塗材CE	・	樹脂 ※ アクリル系
	・ 防水型複層塗材E	・	外観 ※ つや有り ・ つや無し
	・ 防水型複層塗材RE	・	・ メタリック
・ 軽量骨材仕上塗材	・ 吹付用軽量塗材	・	・ 砂壁状
	・ こて塗用軽量塗材	・	・ 平たん状

防火材料の指定 ※ 屋内の壁、天井の仕上材は防火材料とする

- 5 ALC[®] 祢の場合の下地処理 (15. 5. 4)
 内壁目地部の形状 ※ V形目地付き
- 6 マスチック塗材塗り (15. 6. 2)
 ・ A種 ・ B種
- 7 ロックウール吹付け (15. 8. 2、3)
 ロックウールのホルムアルデヒド[®]放散量 ※ 規制対象外 ・ 第三種
 接着剤のホルムアルデヒド[®]放散量 ※ 規制対象外 ・ 第三種
 吹付け厚さ(mm) ※ 図示 ・ 25

18章 塗装工事

○ 1 材料 (18. 1. 3)

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド[®]放散量

※ 規制対象外 ・ 第三種

・ 防火材料 ※ 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする

・ 次の箇所を除き防火材料とする(箇所:)

2 素地ごしらえ (18. 2. 2~7)

下地面等		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	※ A種 ・ B種
	透明塗りの場合	※ B種 ・ A種
鉄鋼面		※ C種 ・ A種 ・ B種
亜鉛めっき鋼面		・ A種 ・ B種
モルタル面及びプ [®] ラスター面		※ B種 ・ A種
コンクリート面、ALC [®] 祢面及び押出成形セメント板面		※ B種 ・ A種
せっこうボード [®] 面及び	目地：継目処理工法	※ B種 ・ A種
その他ボード [®] 類	目地：継目処理工法以外	※ B種 ・ A種

3 錆止め塗料塗り (18. 3. 2、3)

下地面等		工程の種別	塗料の種別
鉄鋼面	見え掛り部分	※ A種 ・ B種	
	見え隠れ部分	※ B種 ・ A種	
亜鉛めっき鋼面	鋼製建具	※ A種 ・ B種	・ A種 ・ B種 ・ C種
	鋼製建具以外	※ B種 ・ A種	

○ 4 塗装 (18. 4. 1~18. 14. 2)

塗装		種別	塗料の種類	高日射反射率塗料の適用[G]
○ 合成樹脂調合ペ [®] イント塗り (SOP)	木部屋外	※ A種 ・ B種	※ 1種 ・ 2種	
	木部屋内	※ B種 ・ A種	※ 1種 ・ 2種	
	鉄鋼面	※ B種 ・ A種	※ 1種 ・ 2種	・
	亜鉛めっき鋼面	—	※ 1種 ・ 2種	・
・ クリヤッカー塗り (CL)		※ B種 ・ A種	—	
・ アクリル樹脂系非水分散型塗料塗り (NAD)		※ B種 ・ A種	—	
・ 耐候性塗料塗り (DP)	鉄鋼面	—	上塗等級 () 級	・
	亜鉛めっき鋼面	—	上塗等級 () 級	・
	コンクリート面及び押出成形セメント板面	・ A種 ・ B種 ・ C種	上塗等級 () 級	
・ つや有合成樹脂エマルジョンペ [®] イント塗り (EP-G)	コンクリート面等	※ B種 ・ A種	—	
	屋内の鉄鋼面	※ B種 ・ A種	—	
○ 合成樹脂エマルジョンペ [®] イント塗り (EP)		※ B種 ・ A種	—	
・ 合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り (EP-T)		※ B種 ・ A種	—	
・ ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)		※ B種 ・ A種	—	
・ ラッカーエマル塗り (LE)		※ B種 ・ A種	—	
・ オイルステイン塗り (OS)		—	—	
○ 木材保護塗料塗り (WP)		※ B種 ・ A種	—	

- 防塵用塗料塗り
材質 水性アクリル系樹脂塗料(※標準色)
仕上種別 コーティング(ローラー刷毛塗り)
塗布量 主剤2回塗とし、総塗布量は0.25kg/m²以上とする。
- 金属製屋根面に塗装する場合の塗料はJIS K 5675に適合する資材とする。種別、工程及び塗付量は図示による。

22章 舗装工事

○1 路床

(22.2.2、3、5) (表22.2.1)

路床の材料

種別	材料	厚さ(mm)
・盛土	・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 建設汚泥から再生した処理土[G]	・ 図示 ・
・凍上抑制層	・ 再生クラッシュラン[G] ・ クラッシュラン ・ 切込み砂利 ・ 砂	・ 図示 ・
・フィルター層	・ 砂 ・	・ 図示 ・

路床安定処理

- 添加材料による安定処理
種類 ・ 普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種
・ 生石灰 () ・ 消石灰 ()
添加量 kg/m² (目標CBR ※5以上)
目標CBRを満足する添加量の確認方法 ・ 安定処理土のCBR試験 ・
- ジオキスタール
単位面積質量 ・ 60g/mm²以上 ・
厚さ(mm) ・ 0.5~1.0 ・
引張強さ ・ 98N/5cm(10kgf/5cm)以上 ・
透水係数 ・ 1.5×10⁻¹cm/sec以上 ・

試験	砂の粒度試験	・ 行う	・ 行わない
	路床土の支持力比(CBR)試験	・ 行う	・ 行わない
	現場CBR試験	・ 行う	・ 行わない
	路床の締固め度の試験	・ 行う	・ 行わない

○2 路盤

(22.3.2、3、5)

舗装の種類	路盤の厚さ(mm)		路盤材料
	車路及び 駐車場	歩行者用 通路	
○アスファルト舗装	※ 図示	※ 図示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砕石クラッシュラン ・ 砕石粒度調整砕石 ○再生材クラッシュラン[G] ・ 再生材粒度調整砕石[G] ・ クラッシュラン鉄鋼スラグ[G] ・ 粒度調整鉄鋼スラグ[G] ・ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ[G]
・ カー舗装	※ 図示	※ 図示	
・ コンクリート舗装	※ 図示	※ 図示	
・ 透水性アスファルト舗装	※ 図示	※ 図示	
・ 排水性アスファルト舗装	※ 図示	—	
・ インターロッキングブロック舗装	※ 図示	※ 図示	
・ 転圧コンクリート舗装	※ 図示	—	
・ コンクリート平板舗装	—	※ 図示	
・ 舗石舗装	—	※ 図示	
路盤の締め固め度試験	※ 行う	・ 行わない	

○3 アスファルト舗装 (22.4.2~6) (表22.4.4)

アスファルト舗装の構成及び厚さ ※ 図示

材料

アスファルト ○ 再生アスファルト[G] ・ ストレートアスファルト
骨材 ・ 砕石 ・ アスファルトコンクリート再生骨材[G]

加熱アスファルト混合物等の種類

区分	地域	種類
表層	※ 一般地域	※ 密粒度アスファルト混合物(13) ・ 細粒度アスファルト混合物(13)
	・ 寒冷地域	※ 密粒度アスファルト混合物(13F)

シーロートの施工 ・ 行う ・ 行わない

試験 アスファルト混合物等の抽出試験 ・ 行う ・ 行わない

舗装の平坦性 ※ 通行の支障となる水溜まりを生じない程度

4 コンクリート舗装 (22.5.2~4, 6) (表22.5.1, 3)

コンクリート舗装の構成及び厚さ

舗装の種類	部位	構成	厚さ(mm)
コンクリート舗装	車路及び駐車場	・ 図示	・ 図示
	歩行者用通路	・ 図示	※ 70 ・ 図示

縁部立下り寸法等 ・ 図示

材料

コンクリート ・ 標準仕様書表22.5.1による

早強セメント ・ 使用する ・ 使用しない

注入目地材料 ※ 低弾性タイプ^o ・ 高弾性タイプ^o

目地 種類、間隔、構造 ※ 標準仕様書表22.5.3及び図22.5.1による ・ 図示

5 カラー舗装 (22.6.2~4)

カラー舗装の構成及び厚さ

カラー舗装の種類		部位	構成	厚さ(mm)
・ 加熱系	・ アスファルト混合物 ・ 石油樹脂系混合物	・ 車路及び駐車場 ・ 歩行者用通路	・ 図示	・ 図示 ・
・ 常温系	・			

常温系カラー舗装の着色部の下部 ・ アスファルト舗装 ・ コンクリート舗装

加熱系混合物に添加する材料 ・ 着色骨材() ・ 自然石()

配合 結合材に石油樹脂を使用する場合の顔料添加量 ・

ニト工法及び塗布工法の配合等 ・

6 透水性アスファルト舗装[G] (22.7.2, 3, 6)

構成 ・ 図示

材料

骨材 ・ 道路用砕石
・ アスファルトコンクリート再生骨材[G]

試験 開粒度アスファルト混合物等の抽出試験 ・ 行う ・ 行わない

舗装の平坦性 ※ 著しい不陸がないもの ・

7 ブロック系舗装 (22.8.2, 3)

・ コンクリート平板舗装

種類	寸法(mm)	厚さ(mm)	目地材	備考
※ 普通平板(N) ・ 透水平板(P) ・	※ 300角 ・	・ 60	※ 砂 ・ モルタル	表面加工 ・ 研ぎ出し ・ 洗い出し ・ たたき出し

歩道部に使用するコンクリート平板は[G] (再生材料を用いた舗装用ブロック)とする。

透水平板は[G] (透水性コンクリート)とする。

仕上り面の平坦性 ※ 歩行に支障となる段差がないものとし、コンクリート平板間の段差は3mm以内

・ インターロッキングブロック舗装

種類	部位	厚さ(mm)	曲げ強度(N/mm ²)	備考
※ 普通ブロック(N)	車路及び駐車場	※ 80	※ 5.0	色彩、表面加工 ・ 標準品
・ 透水性ブロック(P)	歩行者用通路	※ 60	※ 3.0	

歩道部に使用するコンクリート平板は[G] (再生材料を用いた舗装用ブロック)とする。

透水平板は[G] (透水性コンクリート)とする。

仕上り面の平坦性 ※ 歩行に支障となる段差がないものとし、コンクリート平板間の段差は3mm以内

・ 舗石舗装

種類	形状・寸法(mm)	厚さ(mm)	施工方法	基層	基層の厚さ(mm)
※ 小舗石(花こう岩)	・ 図示	・ 80	・ うろこ張り	・ コンクリート舗装	※ 70
・	・	・	・	・ アスファルト舗装	※ 50

仕上り面の平坦性 ※ 歩行に支障となる段差がないものとし、舗石間の段差は3mm以内

・ ジオテキスタイル

- 単位面積質量 ・ 60g/mm²以上
- 厚さ(mm) ・ 0.5~1.0
- 引張強さ ・ 98N/5cm(10kgf/5cm)以上
- 透水係数 ・ 1.5×10⁻¹cm/sec以上

8 砂利敷き

(22.9.2)

種別

- ・ A種 (施工範囲 : ・ 図示 ・ 通路)
- ・ B種 (施工範囲 : ・ 図示 ・ 建物周囲)

9 路面表示用塗料

路面表示用塗料はJIS K 5665(路面標示用塗料)による

種類	施工	適用	色	幅(mm)	塗布厚さ(mm)
・ 1種[G]	常温	液状	・ 白	・ 150	・ 1.0
・ 2種[G]	加熱			・ 100	
※ 3種1号	熔融	粉体状			

[G] 低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料

別表

材料名称		
仮設工事 ・ ・ 土工事 ※ 埋め戻し、盛土材 ・ ・ 地業工事 ・ 砕石 ※ 杭 ・ 杭施工混和材 ・ 溶接材料 ・ 杭頭補強筋 ・ 地盤改良材 ・ ・ 鉄筋工事 ※ 鉄筋 ・ 溶接金網 ・ スリーブ補強筋（既製品） ・ ・ コンクリート工事 ・ 型枠 ・ 特殊型枠（フラットデッキ他） ※ コンクリート ・ セメント ・ 骨材 ・ 水 ・ 混和材 ・ ・ 鉄骨工事 ※ 鋼材 ・ 高力ボルト、普通ボルト ・ アンカーボルト ・ スタッド ・ デッキプレート ・ 溶接材料 ・ 耐火被覆材 ・ 溶融亜鉛めっき ・ ・ コンクリートブロック他工事 ・ コンクリートブロック ・ ALCパネル ・ 押出成形セメント板 ・ ・	防水工事 ・ 防水材 ・ 断熱材、接着剤 ・ シーリング材 ・ ・ 石、タイル工事 ・ 石材 ・ 取付金物 ・ タイル ・ タイル張付け用材料 ・ ・ 木工事 ・ 木材 ・ 集成材 ・ ・ 屋根、とい工事 ・ 長尺金属板 ・ 折板 ・ 粘土瓦 ・ とい ・ ・ 金属工事 ・ 金属製品 ・ 軽量鉄骨天井下地 ・ 軽量鉄骨壁下地 ・ あと施工アンカー ・ ・ 左官工事 ・ モルタル ・ セルフレベリング材 ・ 仕上塗材 ・ ロックウール ・ ・ 建具工事 ・ アルミ製、鋼製建具 ・ 木製建具 ・ 建具用金物 ・ ガラス ・ シャッター ・ ・ カーテンウォール工事 ・ ・	塗装工事 ・ 塗料 ・ ・ 内装工事 ・ ビニル床シート ・ カーペット ・ 合成樹脂塗床材 ・ フローリング ・ 畳 ・ せっこうボード ・ 壁紙 ・ 断熱、防露材 ・ ・ ユニット、その他工事 ・ フリーアクセスフロア ・ 可動間仕切 ・ トイレブース ・ ・ 排水工事 ・ 排水管 ・ 排水枘 ・ ・ 舗装工事 ・ 路床 ・ 路盤材 ・ アスファルト ・ コンクリート ・ ブロック系舗装材 ・ ・ 植栽工事 ・ 樹木 ・ 芝、吹付けは種、地被類 ・ 支柱材 ・ 肥料、土壌改良剤 ・ ・

監督員の検査を受けて使用すべきとされた材料であっても、設計図書に定めるJIS又はJASのマーク表示のある材料並びに規格、基準等の規格証明書が添付された材料で、監督員の承諾を受けた場合は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして、取り扱うことができる。